

社会福祉法人久寿会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 久寿会（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額及び支給)

第3条 評議員の報酬は、評議員会出席の対価として報酬を支給する。役員の報酬は、職務執行又は理事会出席の対価として報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、法人全体の経営責任者として年俸420万円とし、毎月12分の1を勤務の翌月25日に本人の指定する口座に振り込む。
- (2) 常務理事の報酬は、法人全体の運営統括として年俸360万円とし、毎月12分の1を勤務の翌月25日に本人の指定する口座に振り込む。
- (3) 役員（理事長及び常務理事を除く）及び評議員の報酬は、理事会、評議員会に参加した場合に日額5,000円として都度現金で支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は令和2年 4月 1日から適用する。